

商品名	JAらくらく借換ローン
お使いみち	既存の住宅ローン等の借換資金
お借入資格	<p>○お申込時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳以下であり、最終ご返済時の年齢が満 79 歳以下の方。</p> <p>○継続して安定した収入がある方。</p> <p>○当 JA が指定する保証会社（株式会社ジャックス）の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 JA が定める条件を満たしている方。</p>
お借入金額	<p>○50 万円以上 2,000 万円以内（1 万円単位）ただし、自営業者の方は 1,000 万円以内となります。</p> <p>（借換対象ローンの残高に諸費用等を加えた金額を上限とします。）</p>
お借入期間	○6 か月以上 20 年以内（1 か月単位）（借換対象ローンの残存期間+3 年以内）
お借入利率	<p>○変動金利を適用いたします。お借入後の利率は、基準日（4 月 1 日および 10 月 1 日）の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回の見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p>
ご返済方法	<p>○元利均等返済（お借入金額の 50%以内でボーナス併用可。）</p> <p>※元利均等返済とは、毎回の返済額（元金+利息）が一定金額となる返済方法です。</p>
担保	○不要です。
保証人	<p>○借入者が団体信用生命共済にご加入する場合は原則不要です。</p> <p>○融資対象物件の所有者（家族所有・共有者の場合）は連帯保証人とさせていただきます。</p>
保証料	○融資利率に含まさせていただきます。
団体信用生命共済	<p>○借入者は原則として団体信用生命共済にご加入いただきます。</p> <p>（共済掛金は当 JA が負担いたします。）</p>
手数料	○一部繰上返済および全額繰上返済を行う際には当 JA 所定の繰上返済手数料が必要となります。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 JA バンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（JA バンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課または静岡県 JA バンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>○ご返済額をお知りになりたい場合は、JA 窓口またはホームページで試算が行えます。</p> <p>○お借入に関して詳しい内容、お借入利率等については JA 窓口にお問い合わせください。</p> <p>○お申込に関しては、審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○当組合とお客様とのお借入利率は融資実行時のお借入利率を適用いたします。</p> <p>○住宅金融公庫から借り換えた場合、特約火災保険（地震保険を含む）は保険料払込期間終了までは契約が有効ですが、契約終了後は特約火災保険の継続契約はできなくなります。</p>